

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 港湾法施行令の一部改正

港湾脱炭素化推進計画の作成についての助言に関する国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができるものとする事。 (第二十二條第二項關係)

第二 地方税法施行令の一部改正

港湾運営会社が国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助を受けて港湾脱炭素化促進事業により取得した一定の船舶のための動力源の供給の用に供する施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の特例措置について、その対象となる国際拠点港湾を、当該港湾におけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることその他の要件に該当するものとする事。

(附則第十一条第二十四項關係)

第三 建築基準法施行令の一部改正

一 脱炭素化推進地区の区域内において読み替えて適用する港湾法第四十条第一項の規制を、建築基準関係規定に追加するものとする事。

二 その他所要の改正を行うものとする事。

(第九条関係)

第四 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして相手方等に説明させなければならぬ法令上の制限として、脱炭素化推進地区の区域内において読み替えて適用する港湾法第四十条第一項の規制を追加するものとする事。

(第三条第一項第二十三号関係)

第五 関係政令の一部改正

内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令その他の政令について所要の改正を行うものとする事。

第六 附則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年十二月十六日)から施行するものとする事。